

公平交易法（修理品の意匠権行使と不正競争）

【書誌事項】

当事者：A 社（原告人、特許権者） vs B 社及び責任者 C（被告、被疑侵害者）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：106 年民專訴字第 34 号

言渡し日：2019 年 8 月 16 日

事件の経過：

1. 被告(B 及び C)の権利侵害の責任が成立する。被告は連帯して原告にニュー台湾ドル 3,000 万元を支払うこと。
2. 被告 B 社は、直接または間接的に、自らまたは他人に委託する方法で、係争特許を侵害する製品を製造、販売の申し出、使用またはこれらの目的で輸入してはならず、ならびに被告 B 社は関連権利侵害品の処分および必要な措置を講じなければならない。原告の謝罪記事の掲載の請求は棄却する。
3. 訴訟費用は、専門家の意見書および鑑定費用を被告が連帯して負担するほか、その他の費用は原告が 49%負担し、被告が連帯して 51%を負担すること。

【判決概要】

自動車販売市場の競争は盛んであり、その主市場の競争の約束は後市場にまで及ぶという連動現象を生じている。このため、主、後の市場の連動理論を採取すれば、自動車販売市場と、その後のヘッドライトのメンテナンス、交換市場は同一の関連市場であると認められるはずであり、原告はこの市場において、独占の地位を有していないうえ、公平交易法の独占事業の違法行為に違反する可能性もない。原告は、係争意匠を被告にライセンスすることを拒絶し、被告に対して本件訴訟を提起しただけでは、公平交易法の正当な理由なく他の事業者に対して差別待遇をした行為により競争を制限する疑いのある規定に違反しない。

【事実関係】

A 社は所有する係争車輛の専用ヘッドライト製品に関する意匠権に基づき、係争製品を製造販売した B 社及び代表者 C に対し、損害賠償を求める訴訟を提起した。智慧財産法院第一審は A 社の請求は係争市場の独占の地位を有していないうえ、公平交易法の独占事業の違法行為に違反する可能性もないから、意匠権の行使を認め、B 社及び責任者の連帯責任を問い、さらに懲罰性賠償金を請求することも認めた。

【判決内容】

1. 被告の認識では、本件の関連市場とは係争車輛の専用ヘッドライトのメンテナンス市場を指す。その主要な理由は、係争車輛のオーナーがメンテナンスの需要がある時、メンテナンス部品は係争車輛(即ち主市場)と完全にマッチ (must-match) しなければならない、事実上固定 (locked-in) されていて、代替を選択する可能性がないからである。このほか、アフターサービス市場は独立した市場(即ち後市場)であることは、社会通念となっている。
2. しかし、関連市場の線引きで最も主要なのは、需要のある者の観点から替代性の有無及びその程度により判断することである。つまり、供給者が価格を引き上げた時、需求者が変更しうる取引先の範囲、またはその他商品またはサービスに置き換える可能性のある範囲は、いずれも同じ関連市場に含まれる。このことからみて、被告の前述の社会通念の方法で関連市場を線引きすることは、競争が核心である公平交易法の脈絡のもと、根拠がなく、採ることができない。主市場が十分な競争状態であるもと、後市場の固定の効果は競争上において実質的意義がない。このとき、主市場と後市場を同じ関連市場とみなすことができる。
3. 自動車販売市場の競争は盛んであり、その主市場の競争の約束は後市場にまで及ぶという連動現象を生じている。このため、**主、後の市場の連動理論**を採取すれば、**自動車販売市場と、その後のヘッドライトのメンテナンス、交換市場は同一の関連市場であると認められるはずであり、原告はこの市場において、独占の地位を有していない**うえ、公平交易法の独占事業の違法行為に違反する可能性もない。原告は、係争特許を被告にライセンスすることを拒絶し、被告に対して本件訴訟を提起しただけでは、公平交易法の正当な理由なく他の事業者に対して差別待遇をした行為により競争を制限する疑いのある規定に違反しない。
4. 主、後の市場の連動理論の適用の可否は、案件ごとの事実証拠によって異なる。被告は、公平交易委員会によるエレベーター、インターホン、コピー機などのアフターサービス市場等の個別案件の処理結果をもとに、特定のメーカーに対応する部品市場は独立した関連市場であると論証しようとしたが、明らかに推論が十分かつ周到ではなく、採ることができない。また、被告が提出した「公平交易委員会の自動車部品取引に対する処理原則」においても、別途、関連市場に対する画定がなければ競争制限の懸念の有無を判断することができず、該原則を根拠として直接に関連市場を画定することはできない。また、被告の挙げた道路交通安全規則第 23 条第 1、2 項の規定は、自動車のヘッドライトに変更がある場合、公路監理機関で登記手続きし、試験に合格しなければならないと要求しているだけであり、本来のヘッドライトの型番を維持しなければならないとは規定していな

い。また、その試験も安全性の試験でしかないので、自動車のヘッドライトが単独の市場であると認める根拠にはならない。

【専門家からのアドバイス】

1. 本件の主な争点は、専利法と公平交易法の共通の範囲の重要課題である。意匠権者は、ライセンスを単に拒否したことは、どのような状況のもとで公平交易法に違反する行為を構成するのか？裁判所は意匠の有効性と侵害有無の口頭弁論の後、適度に心証を公開しただけでなく、後の損害賠償額の算定や公平交易法違反などの訴訟手続きの進行のため、本件原告が意匠権を行使することが公平交易法違反になるのか専門家に問い合わせ意見を提出するよう指示し、その専門家を口頭弁論で意見の説明を行うよう両当事者に指示した。裁判所は、判決において、原告の提出した専門家意見書の費用は合理的であり、全額を訴訟費用として認めた。
2. 公平交易法に違反するか否かについて、裁判所は判決において、両当事者の専門家意見書を分析した後、係争意匠につき主、後の市場の連動理論を適用し、意匠権者は市場の独占を構成しないとして、意匠権者のアフターサービス市場において、意匠権を行使することは公平交易法に違反しないと認定した。
3. 本件の両当事者は、それぞれ米国とドイツの判決及び学説を引用し、裁判所はそれぞれ分析をしたうえで、本件の主、後の市場の連動理論の適用について、案件ごとの事実証拠によって異なることを強調した。被告は「公平交易委員会の自動車部品取引に対する処理原則」を引用したものの、関連市場を画定するうえで被告の立証が不十分であるとして、特定のメーカーの対応する部品市場を独立の市場とする主張は成立しないと認定した。本件では主、後の市場の連動理論を適用したことは、その他産業の部品、メンテナンス市場にも影響が生じると考えられ、実務上でもかなり注目されている。本件は現時点ではまだ第一審の判決であるため、今後の動向に注目したい。